

自由金利型定期預金規定

島根銀行

2024年1月4日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。

1 (預金の支払時期)

この預金は、通帳・証書（以下「通帳等」という）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2 (証券類の受入)

共通規定 1. (証券類の受入れ) 参照。

3 (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳等記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払は次によります。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳等記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。ただし、預入期間が2年以上3年未満のものについては、預入日の1年後の応当日を「中間利払日」とします。

A、現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳等とともに提出してください。

B、預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、次のA、Bにより算出した利率のうち、いずれか低い利率を中途解約利率とします。ただし、算出した中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合には、解約日における普通預金利率を中途解約利率とします。また、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。（期限前解約利息が中間払い利息を下回る場合はこの預金から差し引くこととします。）

A. 預入日から解約日前日までの期間に応じた別表1の掛け目に約定利率を乗じた利率
(小数点第4位以下は切捨てます。)

B. 再調達方式により算出した利率（小数点第4位以下は切捨てます。）再調達方式の算式

$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(注) 基準利率とは、解約日にこの預金を満期日まで新たに預け入れた場合に適用される利率（1ヶ月以上の場合は自由金利型定期預金、1ヶ月未満の場合は普通預金。)

(4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

4 (反社会的勢力との取引拒絶)

共通規定 5. (反社会的勢力との取引拒絶) 参照。

5 (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、証書とともに提出してください。なお、通帳式の場合は、当行所定の元利金請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

6 (届出事項の変更、通帳等の再発行等)

共通規定 2. (届出事項の変更、通帳等の再発行等) 参照。

6-2. (成年後見人等の届け出)

共通規定 2-2. (成年後見人等の届け出) 参照。

7 (印鑑照合)

共通規定 3 (印鑑照合) 参照。

8 (譲渡、質入れの禁止)

共通規定 4 (譲渡、質入れの禁止) 参照。

9 (通知等)

共通規定 6 (通知等) 参照。

10 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

共通規定 7 (保険事故発生時における預金者からの相殺) 参照。

11 (規定の変更)

共通規定 8 (規定の変更) 参照。

以上

自動継続自由金利型定期預金規定

2024年1月4日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。

島根銀行

1 (自動継続)

(1) この預金は、通帳・証書（以下「通帳等」という）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 (証券類の受入れ)

共通規定 1. (証券類の受入れ) 参照。

3 (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下（2）においても同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳等記載の利率（継続後の預金については上記 1. (2) の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳等記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。ただし、預入期間が2年以上3年未満のものについては、預入日の1年後の応当日を「中間利払日」とします。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の1か月後の応当日から2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 利息を指定口座へ入金できず、現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳等とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、次のA、Bにより算出した利率のうち、いずれか低い利率を中途解約利率とします。ただし、算出した中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合には、解約日における普通預金利率を中途解約利率とします。また、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。（期限前解約利息が中間払利息を下回る場合は、この預金から差し引くこととします。）

A. 預入日から解約日前日までの期間に応じた別表1の掛け目に約定利率を乗じた利率
（小数点第4位以下は切捨てます。）

B. 再調達方式により算出した利率（小数点第4位以下は切捨てます。）再調達方式の算式
$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(注) 基準利率とは、解約日にこの預金を満期日まで新たに預け入れた場合に適用される利率（1ヶ月以上の場合は自由金利定期預金、1ヵ月未満の場合は普通預金。）

(5) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

4 (反社会的勢力との取引拒絶)

共通規定5. (反社会的勢力との取引拒絶) 参照。

5 (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、証書とともに提出してください。なお、通帳式の場合は、当行所定の元利金請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

6 (届出事項の変更、通帳等の再発行等)

共通規定 2. (届出事項の変更、通帳等の再発行等) 参照。

6 - 2. (成年後見人等の届け出)

共通規定 2 - 2. (成年後見人等の届け出) 参照。

7 (印鑑照合)

共通規定 3 (印鑑照合) 参照。

8 (譲渡、質入れの禁止)

共通規定 4 (譲渡、質入れの禁止) 参照。

9 (通知等)

共通規定 6 (通知等) 参照。

1 0 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

共通規定 7 (保険事故発生時における預金者からの相殺) 参照

1 1 (規定の変更) 共通規定 8 (規定の変更) 参照。

以上

2024 年 1 月 4 日改定